

もっと広がる

クサリの世界

先発医薬品

10月から、安価な後発品(ジェネリック医薬品)が既にあり、特許が切れている先発医薬品を希望すると、窓口での支払いが増える可能性があります。これはどういうことでしょうか。

「選定療養」という言葉をご存じでしょうか。現在、紹介状なく大きな病院を受診する際や、入院時に個室を希望する場合に、選定療養費制度による追加費用

10月から支払額増も

が発生します。選定療養とは、日本の医療制度の一部で、患者が通常の保険診療に加えて特別な医療サービスを希望する場合に、その追加費用を自己負担する仕組みです。これにより、患者は自身のニーズや希望に合わせて、より質の高い、または特別な医療サービスを受けることができます。

そして、10月1日より「長期収載品の選定療養」が導入されます。これにより該当する医薬品について、後発医薬品のある先発医薬品を希望すると、薬価の差額の25%を患者自身が負担することになります。さらに消費税も付加されるため、同じ医薬品を使う場合でも、より負担額

が多くなります。

また、選定療養にあるかどうかを処方箋上で分かるように、処方箋様式が見直されます。「変更不可」欄が「変更不可(医療上必要)」欄に変わって、新しく「患者希望」欄が追加されます。「変更不可(医療上必要)」にチェックで保険診療となり、「患者希望」にチェックがあると選定療養費として追加のお金を払います。どちらにもチェックがない、あるいは一般名処方の場合は薬局で選択することとなります。

ただし、「患者希望」にチェックがある場合でも、医薬品流通の問題などにより、薬局で後発医薬品を提供することが

困難な場合には、これまで通り保険給付の対象となります。

対象となる長期収載品の具体的な品目一覧は、厚生労働省より発表されています。まだ数カ月ありますが、気になる方は、かかりつけの薬剤師に制度も含めて尋ねてみましょう。

選定療養費制度は、患者のニーズに応じた柔軟な医療サービス提供を可能にする一方で、医療費の適正化を図る重要な仕組みです。自身の選択肢を理解し、最適な医療サービスを選ぶための情報を得ることが重要です。

(菅沼 貴仁・県薬剤師会常務理事)

<毎月第4火曜日に掲載>